

新型コロナウイルス感染防止のための草加市物産・観光情報センター運営管理基準

1 趣旨

草加市物産・観光情報センターの施設利用について、新型コロナウイルス感染防止のため、草加市公共施設利用に関する新型コロナウイルス感染症拡大防止ガイドラインに基づく感染症予防策を取り入れた運営を行うに当たり、運営管理基準を定めるものです。

2 対象施設

草加市物産・観光情報センター

3 施設管理者の対応

- (1) 職員の健康管理の徹底
- (2) マスクの着用、手洗い等の実施
- (3) 利用者が触れる部分、備品等の定期的な消毒
- (4) 定期的な換気の実施
- (5) 施設利用者への注意喚起

4 施設利用時の条件

- (1) 利用人数の制限
施設内収容可能人数を上限 10 人程度とする。
- (2) 来館者の制限
発熱のある方、体調不良の方は来館を控えること。
- (3) マスクの着用、手洗い等の実施
館内では、必ずマスクを着用し、手洗いや手指の消毒を徹底すること。
- (4) 対人距離の確保
館内では、人との距離は最低 1 m（できれば 2 m）離れること。
- (5) 飲食の禁止（一般客のみ）
水分補給を除き、飲食は行わないこと。
- (6) 活動終了時の清掃等の実施
活動が終わったら、清掃、消毒等の実施を徹底すること。
- (7) 速やかな入退館の実施
必要最小限の利用時間とすること。
休憩スペース等の共有スペースの長時間の滞在は行わないこと。
- (8) 多目的スペース等を利用する事業者の利用者名簿の作成

多目的スペース等出店事業者の参加者名簿を作成し、しばらくの間、団体に保管すること。

(9) 施設利用後の連絡

施設利用後、新型コロナウイルスへの感染が判明または疑いがある場合は、速やかに施設へ連絡すること。

(10) その他

新型コロナウイルス感染防止のための施設管理者の指示に従うこと。

5 活動制限及び期間

- (1) 次に該当する活動については特に感染のリスクが高いと考えられることから、利用団体等の使用責任者は十分な感染予防策を講じるとともに、活動中における予防策の実施を管理し、施設管理者から改善を求められた場合は指示に従うものとする。

活動内容	例
大声での声掛け	「いらっしゃいませ」などの来店の勧誘
活動上密接を避けることができない活動	一部のワークショップなど

- (2) 期間は、令和2年6月15日から当面の間とする。